

認証基準(14基準)の制定について

薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表	適合性チェックリスト
383	単回使用胆管造影用針
384	歯科用注射針
385	造影剤注入用針
386	血液ガス検体採取用注射筒
387	単回使用自動ランセット
388	気管・気管支用イントロデューサ等
389	造影用耐圧チューブ等
390	圧力モニタリング用チューブセット等
391	イントロデューサ針
392	オブチュレータ
393	経腸栄養ポンプ用消化器用ストップコック等
394	インスリンポンプ用輸液セット
395	酸素濃縮装置
396	カテーテル拡張器